

# 野焼きは法律で禁止されています

## 野焼きとは

適法な焼却施設以外でごみを燃やすことを「野焼き」といいます。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法）」で原則として禁止されています。野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺住民の大変な迷惑になります。

野焼きでは、通常焼却温度が 200 度から 300 度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシン類などの有害な物質を発生させる恐れもあり、人の健康や環境に影響を及ぼしかねません。



## 野焼きの具体例

野焼きに該当するのは、地面で直接焼却するだけではありません。ドラム缶、ブロックの囲い、素掘りの穴、法で定められている基準を満たしていない焼却炉での焼却も含まれます。

### 廃棄物焼却炉の基準

- 800 度以上で焼却できること。
- 外気と遮断して、廃棄物を一定量ずつ投入できること。
- 燃焼ガスの温度測定装置が設けられていること。
- 助燃装置が設けられていること。 など

## 罰則

**5 年以下の懲役、1000 万円以下の罰金のいずれか、またはその両方が科せられます。（廃掃法第 25 条）**

## 野焼きへの苦情も寄せられています

「煙の臭いが家の中まで入ってくる」「洗濯物が干せない」「煙でのどが痛い」などの内容です。燃やす人は、「少量だから影響はない」「分別が面倒」「昔から燃やしている」など簡単に考えてしまうことが多いようです。

## 燃やさずにごみを処理する方法

家庭ごみは、野焼きをしないで分別して所定のごみ集積場に出しましょう。

分別して出されたごみは環境に影響を及ぼすことなく適正に処理されます。

### 焼却が例外的に認められる場合

- 河川、道路管理上で必要となる草木の焼却
- 災害時の応急対策、火災予防訓練
- 農業、林業、漁業でやむを得ず行われる焼却
- キャンプファイヤー、暖をとるための焚火、落ち葉焚き
- とんど焼きなど風俗習慣上、宗教上の行事

※例外的に認められる場合であっても、風向き、時間帯、量など周囲への配慮として最低限のマナーが必要です。事前に地域住民へ知らせることも大切です。

また、家庭ごみを一緒に燃やす行為は違反になりますので気をつけましょう。

# みんなでなくそう！不法投棄

**不法投棄は  
犯罪です**



## 絶対許しません！

### 不法投棄を見つけたら通報を

※危険ですので声掛けは絶対にしないでください。

不法投棄を「しない」「させない」「許さない」意識が大切です。不法投棄を見つけたらすぐに最寄りの警察または三次環境クリーンセンター（66-3449）に通報してください。

#### 教えていただくこと

- 住所、氏名、電話番号
- 不法投棄を発見した日時、場所
- 投棄されているものおよび量
- 投棄者、車両の特徴、ナンバー など

## 不法投棄をされないために

「簡単に土地に入ることができないよう囲いをする」「定期的に見回りをする」「こまめに掃除や草刈りをする」など。

不法投棄されないように土地を清潔に保ち、「捨てにくい場所」という印象を与えることも防止する方法の一つです。

## 私たちの街をごみ箱にしないで

### 三次市ポイ捨て等禁止条例

みだりにポイ捨てまたは不法投棄をしないで！

ペットのフンは適正に処理をしましょう！

他人の建物その他の工作物に落書きをしないで！

禁止区域に無許可の広告物を掲出しないで！

この条例は、取り締まりを目的としたものではありませんが、特に悪質な行為があった場合には、指導、勧告、命令、公表および罰則が適用されます。

